

令和 4 年度

県の予算編成及び施策に関する要望

令和 3 年 7 月 7 日

宮 崎 県 町 村 会

令和4年度県の予算編成及び施策に関しまして、別添のとおり提案・要望します。

つきましては、その実現について特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年7月7日

宮崎県町村会

会 長 西米良村長 黒 木 定 藏

副会長 門 川 町 長 安 田 修

三 股 町 長 木佐貫 辰 生

高 原 町 長 高 妻 経 信

国 富 町 長 中別府 尚 文

綾 町 長 粂 田 学

高 鍋 町 長 黒 木 敏 之

新 富 町 長 小 嶋 崇 嗣

木 城 町 長 半 渡 英 俊

川 南 町 長 日 高 昭 彦

都 農 町 長 河 野 正 和

諸 塚 村 長 西 川 健

椎 葉 村 長 黒 木 保 隆

美 郷 町 長 田 中 秀 俊

高千穂町長 甲 斐 宗 之

日之影町長 佐 藤 貢

五ヶ瀬町長 原 田 俊 平

目 次

1. 新型コロナウイルス感染症対策について	1
2. 地方創生の更なる推進について	3
3. 町村財政基盤の確立について	4
4. デジタル化施策の推進について	6
5. 介護保険制度の円滑な実施について	7
6. 地域医療対策の推進について	9
7. 医療保険制度の安定運営について	11
8. 少子化対策の推進について	12
9. 障がい者保健福祉施策の推進について	13
10. 生活環境の整備促進について	14
11. 空き家等の対策の推進について	15
12. 農業対策の充実強化について	16
13. 森林・林業対策の推進について	18
14. 野生鳥獣対策の推進について	19
15. 水産業・漁村対策の充実について	20
16. 道路の整備促進について	21
17. 地域公共交通の支援について	22
18. 防災対策の推進について	23
19. 町村消防等の充実強化について	24
20. 過疎対策の推進について	25

1. 新型コロナウイルス感染症対策について

町村は、新型コロナウイルスの感染状況が刻々と変化する中で、国・県が決定した方針に基づき、早期終息に向けた様々な対策に懸命に取り組んでいます。

しかし、新規感染者の増加に伴い繰り返し発出される緊急事態宣言等、終息が見通せず住民の心が疲弊する状況の中、感染防止と社会経済活動を両立し、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会を取り戻すことが喫緊の課題となっています。

については、次の事項について国に要望するなど特段のご配慮をお願いします。

1. 一部の都道府県で緊急事態宣言が発出された時には、緊急事態宣言地域外の飲食店や関連事業者に対しても、同様の実効性ある支援策を公平に講ずること。

(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において緊急事態宣言地域外の飲食店や関連事業者を支援するための新たな特別枠を創設すること。

(2) 月次支援金について、緊急事態宣言地域内の飲食店との取引等の要件撤廃も含め、営業時間短縮要請を受けていない飲食店や観光・宿泊・交通も含めた関連事業者を幅広く支給対象とすること。また、支給額の上限引上げや売上げ要件の緩和等を行うとともに、不要不急の外出・移動の自粛による影響に係る要件については、弾力的かつ柔軟な運用を図ること。

2. 医療体制が脆弱な中山間地域の町村においては、新型コロナウイルス感染患者の受入れ増加や院内感染により、地域医療全体の機能が著しく低下するため、救急搬送体制の整備をはじめ、医療従事者の派遣等、国・県の連携による広域的な支援体制を強化すること。

3. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険及び国保・後期高齢者医療制度における保険料の減免に対しては、引き続き十分な財政支援を講じること。

また、新型コロナウイルス感染者に対する医療費の保険者負担及び入院勧告期間経過後に引き続き入院の必要がある患者の医療費についても、財政支援を講じること。

4. 変異ウイルスによる感染拡大を防ぐため、PCR 検査や抗原検査等の検査体制を拡充するとともに、国の責任において、治療薬や国産ワクチンの早期開発に対する支援を強化すること。

また、新型コロナウイルス感染症の発生の有無にかかわらず、医療機関及び高齢者施設等での定期的な検査を実施すること。

2. 地方創生の更なる推進について

農山漁村地域を多く抱える町村では、少子高齢化・人口減少が急速に進行する中で、自ら知恵を絞り人口減少の克服と地域の活性化に向け、住民等と一体となって地方創生の取組を進めているところです。

町村が進める地方創生の取組は、政府が掲げる一億総活躍社会の実現につながるものであります。

ついては、地方創生の更なる推進に向け、次の事項について国に要望するなど特段のご配慮をお願いします。

1. 町村は、農山漁村の地域資源を掘り起こし有効活用することで雇用の場を増やすとともに、子育て・学校教育・地域活動等で幅広く世代間の連携を強化し、外からのひと・技術等を積極的に活用して都市との共生と交流を進めるなど、まちづくりになお一層取り組んでいくことから、町村が実施するこれらの施策について、制度的にも、財政的にも支援すること。

2. 地方創生推進交付金については、町村が総合戦略に基づいた目標達成のため、新たな発想や創意工夫を活かした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう対象事業となる要件を緩和するなど、自由度の高い交付金とするとともに、その規模も拡充すること。

また、地方創生に係る事業を円滑に実施するため、必要な予算額を継続的に確保するとともに、地方創生道整備推進交付金については、財政措置を拡充すること。

3. 地方への移住や定住を希望する国民のニーズに応えるため、情報提供体制の充実や農林漁業の後継者対策など就業対策の強化、医療や教育体制の充実等による居住環境の整備を図り、田園回帰の流れを加速するとともに、地域づくりや地域の活性化に重要な役割を担うことが期待されている「関係人口」の拡大へ更なる支援拡充を行い、二地域居住、サテライトオフィス、ワーケーション等を一層積極的に促進すること。

4. 定住自立圏構想の中心市の要件を満たさない地域においても「定住自立圏構想」に取り組めるよう中心市の人口要件を緩和、または、町村のみで定住自立圏を形成できるよう制度を見直すこと。

3. 町村財政基盤の確立について

現在我が国では、人口減少の克服と地方創生が喫緊の課題となっており、国、地方あげてこれらの課題に積極的に取り組んでいます。一億総活躍社会の実現のためには、地方創生の取組を更に推進していく必要があります。

一方、新型コロナウイルスによる経済活動の停滞により、本来確保されるべき税収入に欠陥が生じるなど、厳しい財政運営を強いられています。町村が、自主性・自立性を発揮して、地方創生を積極的に進めていくとともに、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に実施していくためには、偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築や地方交付税の安定的確保等により、地方の自主財源を拡充し、町村の財政基盤を強化することが不可欠であります。

ついては、次の事項について国に要望するなど特段のご配慮をお願いします。

1. 町村税源の充実強化について

- (1) 地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性の向上を実質的に担保するものであることに鑑み、国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。
- (2) ゴルフ場利用税（交付金）は、地域振興を図る上で不可欠な財源となっていることから、引き続き現行制度を堅持すること。

2. 地方交付税の充実強化について

- (1) 新型コロナウイルス感染症を克服し、人口減少・少子高齢化に的確に対応するとともに、地方創生の更なる推進を図るため、町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要であり、特に地方交付税総額の安定的確保が不可欠である。そのため、「まち・ひと・しごと創生事業費」や「地域社会再生事業費」を拡充・継続するなど、地方交付税等の一般財源総額を確実に確保すること。

また、令和3年度までとなっている「地方一般財源総額実質同水準ルール」については、令和4年度以降も継続すること。

- (2) 業務改革の取組等の成果を反映した基準財政需要額については、そもそも行政コストの差は、人口や地理的条件など歳出削減努力以外の差によるところが大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないことや、中山間地域では民間委託そのものが困難なところもあるなど実態は様々であることから、そうした実態を踏まえ、町村の財政運営に支障を生じないように十分配慮すること。
- (3) 「まち・ひと・しごと創生事業費」に係る地方交付税の算定にあたっては、条件不利地域や財政力の弱い町村が、人口減少の克服・地方創生の目的を達成するには、長期にわたる取組が必要であることを十分考慮すること。

4. デジタル化施策の推進について

官民を問わずデジタル化は我が国喫緊の課題であります。住民生活、医療・福祉、教育・文化、産業振興等の多様な分野における活用や利便性の向上が期待されることから、光ファイバ等の基盤整備をはじめとするデジタル化施策を積極的に推進することが必要になります。

については、次の事項について国に要望するなど特段のご配慮をお願いします。

1. 町村におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進にあたっては、専門人材や財源の確保が課題となることから、国においては積極的な人的・財政的支援及び情報提供を行うこと。

なお、町村の情報システムの標準化・共同化及びガバメントクラウド(Gov-Cloud)の構築については、町村の意見を十分に踏まえるとともに、専門人材に乏しく、財政状況の厳しい町村のための人的・財政的支援を講じること。

2. 条件不利地域において町村が実施する光ファイバ等の基盤整備について、必要な財政支援を拡充・継続するとともに、運営や維持・更新に係る経費についても財政支援を行うこと。

併せて、光ファイバ等の超高速ブロードバンドをユニバーサルサービスに速やかに位置づけるとともに、その交付金制度においては、設備等の拡充・更新に係る費用と維持管理に係る費用の双方を支援の対象とすること。

3. 町村が整備している光ファイバ網の災害復旧については、デジタル社会を支えるインフラ基盤としての重要性に鑑み、道路等の災害復旧と同等の国庫補助金、地方財政措置とすること。

4. 個人情報保護制度の見直しにあたっては、地方公共団体の個人情報保護条例等の改正に際しての事務負担に配慮するとともに、必要な情報提供を早期に行うこと。

5. 介護保険制度の円滑な実施について

我が国全体が長期にわたる人口減少社会となり、一層の高齢化が進行する中で、どの地域に住んでいても利用者が安心してサービスを継続して受けられるよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムをより一層推進することが重要であります。

そのような中、町村においては、介護人材の育成・確保やニーズに応じたサービスの提供等、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を図ることが喫緊の課題となっています。

については、次の事項について国に要望するなど特段のご配慮をお願いします。

1. 国の負担（居宅給付費の 25%、施設等給付費の 20%）のうち 5%が調整財源（調整交付金）とされているが、これを外枠とすること。
2. 「介護保険保険者努力支援交付金・保険者機能強化推進交付金」の前提となる指標を用いた取組の評価については、中山間地域に所在する保険者に不公平が生じることのないよう配慮すること。
また、評価指標の設定にあたっては、保険者における評価や報告に係る事務負担に十分配慮すること。
3. 「介護離職ゼロ」を達成するため、介護サービス基盤を整備するとともに、介護従事者の養成や介護人材の広域的確保等により、介護サービスを支える介護人材の確保に引き続き取り組むこと。
4. 必要な介護サービスが確保されるよう、「特別地域加算」、「中山間地域における小規模事業所加算・サービス提供加算」の加算率を引き上げること。
また、介護職員処遇改善加算は職種を限定せず、介護事業所に従事するどの職種にも適用すること。
5. 介護支援専門員の実務研修が見直されたことにより、更新研修時間が拡大し、小規模介護事業所においてはサービス提供に支障が出てきていることから、研修時間の短縮や ICT を活用するなど研修方法を見直すこと。

6. 自立支援型地域ケア会議で使用する書式については、会議を円滑に運営するため、統一した書式の使用について県内の関係団体へ働きかけを行うこと。

また、自立支援型地域ケア会議に参加する自治体職員及び介護支援専門員等に対するスキルアップ研修を拡充すること。

6. 地域医療対策の推進について

医療体制の充実、そこで生活する地域住民の生命や安心・安全な暮らしを保障する重要な案件であり、国においても所要の施策を展開しているが、実効性の面では必ずしも十分であるとは言いがたいものです。

特に、中山間地域医療機関の医師の確保は、極めて厳しさを増してきており、さらに、それを支えている中核の医療機関の医師確保の厳しさゆえに、その二次、三次の救急機能も低下している状況であります。

また、医療の現場は益々高度化するとともに、医師の勤務環境やリスク環境も厳しさを増してきております。

これらの要因が結果として、医師の地域偏在・診療科偏在を益々加速させてしまったと考えられます。

については、次の事項について国に要望するなど特段のご配慮をお願いします。

1. 医師等の人材確保について

(1) 「宮崎県医師確保対策推進協議会」及び「宮崎県地域医療対策協議会」の機能を十分に生かし、医師の地域偏在・診療科偏在を抜本的に解消する仕組みを早急に確立するとともに、地域の実情に合った柔軟で実効ある需給調整の仕組みを構築すること。

また、新たな専門医制度については、医師の偏在を助長することなく、地域医療を担う医師が十分確保される仕組みとすること。

(2) 中山間、へき地においては、特に医師不足が深刻化していることから、医師確保対策を推進するため、自治医科大学の入学定員増を図るとともに、宮崎大学医学部の地域枠医師が本県に確実に定着するための対策を強化すること。

(3) 看護師、保健師、薬剤師等専門職を養成・確保するとともに、就労環境を改善し、偏在の解消と地域への定着化を図ること。

また、今後増加が見込まれる在宅医療等に対応するため、特定看護師を養成するための特定行為研修の充実を図ること。

- (4) 公立・公的病院は、地域に欠くことのできない基幹的な医療機関であり、また、新型コロナウイルス感染症対策では住民の命と健康を守る砦としての役割を担うなど、その機能と役割は、従来の視点だけではない重要性が増していることから、拙速な再編統合を強制しないこと。

2. 自治体病院等への支援について

- (1) 不採算部門を抱える自治体病院に対し、地域医療を確保し、経営の安定化を図るため一層の財政支援措置を講じること。
- (2) 地域医療確保の観点から、医療機関の経営に影響が生じないよう診療報酬単価や消費税制度の見直しなど、必要な対策を講じること。

7. 医療保険制度の安定運営について

医療保険制度の持続可能性の確保が求められる中、とりわけ、国民健康保険は、他制度に比べ、年齢構成が高く医療費水準が高いほか、保険料負担が重いなどの構造的な課題を抱えながらも、我が国の国民皆保険制度の最後の砦としての役割を果たしていかなければならず、市町村が都道府県とともに、将来にわたり持続的、安定的に運営していく必要があります。

については、次の事項について国に要望するなど特段のご配慮をお願いします。

1. 国民皆保険制度を堅持するためには、負担と給付の公平が不可欠であり、都道府県を軸として保険者の再編・統合を推進し、公的医療保険を全ての国民に共通する制度として一本化すること。
2. 国保制度改革が実効ある改革となるよう、毎年 3,400 億円の公費投入を確実に実施するとともに、今後の医療費や保険税の賦課、加入者の動向等を踏まえ、各自治体の実情に応じて財政支援を講じるなど、国保基盤の強化を図ること。
3. 「保険者努力支援制度」の評価指標等の見直しにあたっては、実施状況とそのインセンティブ効果について十分な検証を行うこと。
また、都道府県分と市町村分の公費の配分について、それぞれの担う役割や制度の趣旨を踏まえた検討を引き続き行うこと。
4. 普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能を引き続き堅持すること。
5. 次期国保総合システム更改にあたっては、市町村等保険者に追加的な財政負担が生じることのないよう、国による十分な財政支援を講じること。
6. 子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険税を軽減する支援制度を創設すること。

8. 少子化対策の推進について

我が国における少子化の進行は極めて深刻さを増しており、社会・経済・地域など、幅広い分野に大きな影響を与えています。

よって、国は、少子化社会対策大綱に基づき、若者の雇用・経済的基盤を改善するとともに、働き方改革の実現と、結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目のない支援を行うなど、総合的な少子化対策を早急に講じる必要があります。

ついては、次の事項について国に要望するなど特段のご配慮をお願いします。

1. 町村が地域の実情に応じ、全ての子どもに対するサービスを安定的に実施できるよう「子ども・子育て支援新制度」の質の充実に向けて、1兆円超の財源を確保すること。

また、国における所管を一元化すること。

2. 子どもへの医療費助成（地方単独事業）を行うことに対する国庫負担金及び普通調整交付金の減額調整措置については、早急に全廃するとともに、国の制度として無償化を実施するなど、適切な措置を講じること。

3. 宮崎県子育て支援乳幼児医療費助成事業については、3歳以上の入院外における自己負担額を入院と同額とするとともに、事務の簡素化を図るため、所得制限を撤廃すること。

4. 良好な保育の提供のため、保育士の養成や潜在保育士の掘り起こしなど、引き続き人材確保に取り組むこと。

5. 宮崎県ひとり親家庭医療費助成事業については、入院外における現物給付方式も対象とすること。

9. 障がい者保健福祉施策の推進について

障がい者及び障がい児が個人としての尊厳にふさわしい日常生活を営み、積極的に社会参加ができるよう、制度に谷間のない福祉施策を推進し、安心して暮らすことができる地域社会の実現を図る必要があります。

については、次の事項について国に要望するなど特段のご配慮をお願いします。

1. 「障害者総合支援法」に基づく居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援等については、国庫負担基準額が設けられているが、基準額を超えて支出した場合は、町村の自主財源での対応となり、大きな負担となっているので、実態に即した補助率とすること。

また、地域生活支援事業等については、国の責任において必要な予算額を確保すること。

2. 障害福祉サービスを継続して提供できるよう、事業者参入を促進するとともに、従事者の養成等、人材確保に取り組むこと。
3. 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、町村が実施する相談体制等の整備や啓発活動、社会的障壁の除去のための施設の構造の改善及び設備の整備等の取組に対し、財政支援を充実すること。
4. 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」について、町村が円滑に障がい者雇用を進められるように、国は適切な支援措置を講じること。

10. 生活環境の整備促進について

国民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、生活環境の整備対策を強力に実施していく必要があります。

については、次の事項について国に要望するなど特段のご配慮をお願いします。

1. 水道施設等の整備促進について

(1) 耐震性及び安全性強化のための水道施設の整備を促進するとともに、老朽化施設の更新に係る費用等に対する財政措置を充実強化すること。

(2) 上水道・簡易水道・下水道事業は、人口減少等による料金収入の減少や施設の老朽化の急激な進展等の課題がある中、専門職員の不足やノウハウの維持・継承に支障をきたしている。

このような中、サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、広域的な連携（事業統合・施設の共同設置・管理の一体化等）・協力体制の構築等広域化の推進が重要であり、技術的・人的支援と併せ、財政措置を充実強化すること。

2. 生活排水処理施設の整備促進について

(1) 近隣市町村と一般廃棄物処理の広域化を図ることができない町村が、循環型社会形成推進交付金を活用し、「し尿処理施設」の更新を行えるよう交付金の人口要件を見直すこと。併せて、新設事業を一般廃棄物処理事業債の対象とすること。

(2) 「浄化槽設置整備事業」の新築家屋への浄化槽設置をこれまでどおり交付対象とするとともに、「環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業」の設置要件を緩和すること。

また、老朽化した浄化槽の更新に対する補助制度を創設するとともに、汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換を行う際の宅内配管工事費も補助の対象とすること。

(3) 宮崎県浄化槽設置整備事業費補助金については、補助率を引き上げるとともに、必要な予算額を確保すること。

また、新築にかかる補助制度を復活させること。

11. 空き家等の対策の推進について

過疎化、少子高齢化が急速に進む中、適切な管理が行われていない空き家が増加してきており、防災、防犯、火災予防、衛生、景観、地域活性化などの面で全国的に問題化しています。

については、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、町村が空き家対策を適切かつ円滑に実施できるよう、次の事項について国に要望するなど特段のご配慮をお願いします。

1. 町村が実施する空き家対策に要する費用、財産管理人選任申立に係る費用（相続人調査費、予納金等）に対する財政措置を充実強化すること。
2. 空き家の有効活用は、移住・定住の環境整備をはじめ地方創生の観点からも重要な課題となっていることから、上記特別措置法による特定空き家に該当しない空き家についても、利用実態に応じた住宅用地特例の取扱いの一層の明確化を図るなど税制面での検討を含め、町村における空き家の有効活用等が一層推進されるよう制度的な方策を講じるとともに、地方創生推進交付金の弾力的活用など財政面においても積極的な支援を行うこと。

12. 農業対策の充実強化について

我が国の農村は農業所得の減少や地場産業の衰退などから人口の減少、高齢化といった厳しい現状にあります。食料の供給や国土の保全等の多面的機能の維持等、農業・農村の再生と振興は極めて重要な課題です。

については、新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、地域がそれぞれの特徴を活かした農業政策を実施し、農村が将来にわたり持続できるよう、次の事項について国に要望するなど特段のご配慮をお願いします。

1. 中山間地域における農業対策の強化について

(1) 中山間地域における農地は、傾斜地が多く小区画、不整形であるなど生産条件が厳しく規模拡大による所得の確保が困難である。

については、規模拡大やコスト低減が困難な中山間地域においても、農業者が将来に希望を持って農業に従事していけるよう、中山間地域における農業対策の強化を図るとともに、小規模農家に対する支援策を拡充すること。

(2) 適地適作による水田のフル活用と需要に応じた生産の取組を支援するため、「水田活用の直接支払交付金」に係る予算額を継続的に確保し、水田農業対策の充実・強化を図ること。

(3) 中山間地域等直接支払制度の畑地の交付単価を、水田と同等に引き上げること。

(4) 中山間地域における農業生産基盤等の整備を総合的に実施する中山間地域総合整備事業については、確実かつ円滑に事業を推進すること。

2. 地域農業の担い手の育成について

地域農業の担い手の育成・確保にあたっては、多様な経営形態や地域の実態に応じた対策を講じること。

また、農業次世代人材投資事業については、新たに農業を志す全ての人が交付対象となるよう、年齢要件を撤廃するとともに予算額を確保すること。

3. 畜産対策の推進について

海外で発生しているアフリカ豚熱、口蹄疫等の家畜の伝染疾病及び高病原性鳥インフルエンザについて、国内侵入を防止するため、検疫体制や消毒措置等の水際対策の徹底等を図ること。

4. 宮崎牛の生産基盤体制の強化について

「宮崎牛」ブランドの維持及び知名度向上のためには、全国和牛能力共進会での4連覇の達成が重要であり、県民も強く期待している。

「宮崎牛」を安定的に出荷するためには、優良な子牛の県外流出を防止するとともに、優良繁殖雌牛の地域内導入や後継者の育成などにより、生産基盤の強化を図ることが重要である。

については、宮崎県肉用牛改良総合対策事業の予算額を確保するとともに、資金力が脆弱な中小肥育農家を支援する事業を拡充するなど、実態に即した効果的な対策を講じること。

5. 環境に配慮した農業の推進について

生分解性マルチは、農作物の収穫後、土にすき込むことで水と二酸化炭素に分解されることから、使用済みプラスチックの排出抑制に貢献するとともに、マルチの回収・処理が不要となり、作業の省力化・軽労化が図られる。

については、環境等に配慮した農業の推進のため、生分解性マルチの購入費用に対する補助制度を創設すること。

13. 森林・林業対策の推進について

森林地域に立地する林業や山村・水源地域は、林産物の供給のみならず、国土の保全や水源かん養等の多面的機能を有しているが、過疎化・高齢化に伴う林業従事者の減少、森林荒廃、再造林の遅れ等が長期化し、極めて厳しい状況が続いています。

このような中、魅力ある地方を創生するためには、国産材の効率的かつ安定的な供給と需要の拡大等により、林業の成長産業化を実現し、人口減少が進む山村地域に産業と雇用を生み出すことが必要です。

また、森林の整備・保全を通じた森林吸収源対策を推進し、多面的機能の維持・向上により、美しく伝統ある山村を次世代に継承することが重要です。

については、次の事項について国に要望するなど特段のご配慮をお願いします。

1. 国産材の需要拡大について

公共建築物等の木造化の推進、間伐材等の利活用の促進を強化するため「林業成長産業化総合対策」の予算額を確保し、国産材の安定供給と品質向上のための体制を確立するとともに、木材需要の喚起と拡大を図ること。

2. 再造林の推進について

(1) 伐期到来により伐採面積が増加し、再造林の必要性が一層高まっている。

については、伐採跡地への速やかな再造林を行い植栽未済地の増加を抑えるため、必要な予算額を確保するとともに、再造林に係る支援策の拡充強化を図ること。

(2) 再造林に不可欠な苗木の安定供給のため、優良苗木の生産施設の整備等、苗木の生産体制の整備を進めること。

3. 担い手の育成について

(1) 「緑の雇用」関連事業における期間の延長や助成単価の引上げ等の拡充を図り、林業就業者に対する支援措置を強化すること。

また、森林施業プランナーやフォレスター等の人材の育成を強化し、森林施業や経営の集約化、木材の加工流通体制の整備を強力に推進すること。

(2) 「みやざき林業大学校」の研修修了者が本県に確実に定着するための対策を講じること。

14. 野生鳥獣対策の推進について

野生鳥獣による被害は、営農意欲の減退をもたらすなど、農山漁村の暮らしに深刻な影響を与えており、地域全体で被害防止対策に取り組むための体制を早急に整備することが重要であります。

ついては、次の事項について国に要望するなど特段のご配慮をお願いします。

1. 野生鳥獣は依然として増加しており、さらに気候の変化による生息域の広がりにより、その被害は依然として増加の一途を辿っていることから、野生鳥獣に対する被害に対しては、関係省庁が連携して強力に推進するとともに、個体群管理の徹底を図ること。
2. 広大な面積を有する国有林内における有害鳥獣対策は、国が主体となって実施すること。
3. 狩猟者の負担軽減など担い手の育成・確保に向けた支援策の拡充・強化を図ること。
4. 鳥獣被害の軽減及び捕獲意欲の向上を図るため、捕獲鳥獣の利活用を促進するとともに「みやざきジビエ普及拡大推進協議会」において「みやざきジビエ」の普及拡大に向けた取組を加速させること。

15. 水産業・漁村対策の充実について

我が国の水産業は、魚価の低迷、高船齢化や担い手の高齢化等極めて厳しい環境にあります。

国は「農林水産業・地域の活力創造プラン」において「水産日本の復活」を掲げ、水産業の成長産業化に向け、漁業者の所得・経営力の向上を図るため、地域の特性や資源の状況を踏まえた資源管理に取り組むこととしているところです。

については、次の事項について国に要望するなど特段のご配慮をお願いします。

1. 水産基本計画に基づき、漁業・漁村の活性化を着実に実施すること。
2. 宮崎県漁村活性化推進機構の機能を十分に生かし、多様な就業経路の確保、労働環境の改善、安全対策、漁業技術や経営管理能力に係る研修体制、就業相談等の諸対策の拡充を図ること。
3. 「宮崎県水産業・漁村振興長期計画」に基づき、種苗の放流や藻場の造成技術の開発・普及を推進するなど、漁場の生産力の向上を図るとともに沿岸資源の回復を加速させること。

16. 道路の整備促進について

地域住民の生活、生命、財産を守るために、社会経済活動を支える道路網の整備は、重要かつ緊急の課題となっています。

近年頻発する記録的な豪雨・大型台風及び地震などの大規模災害において、「命の道」となる災害に強い道路の重要性が再認識されたところです。

また、本県においても、近い将来高い確率で起こると言われている南海トラフ巨大地震・津波災害に対応できる道路政策を強力に推進する必要があります。

については、次の事項について国に要望するなど特段のご配慮をお願いします。

1. 国道・県道及び市町村道の均衡ある道路網の整備を推進するため、適切な財政措置を講じること。

特に、整備の遅れている地域については、重点的に予算を配分すること。

2. 既存の道路においても、地域の安全・安心の観点から、緊急活動に支障を来すような狭小道路の拡幅整備や安全な通学路の整備、落石・崩壊防止対策等、町村において必要な道路整備及び維持・修繕が行えるよう、予算額を確保すること。

3. 産業、経済、文化の振興など地域活性化には、広域的な交通ネットワークが必要不可欠なので、九州中央自動車道の早期完成及び安全性・利便性向上のための予算の重点配分を図ること。

また、東九州自動車道の暫定 2 車線区間の早期 4 車線化及びそのための財源確保を図ること。

4. 産業、観光、医療、防災等に大きな効果が期待できるスマートインターチェンジ（新富町）の早期完成に向けて、確実な予算の確保を図ること。

また、周辺県道の整備促進を図ること。

17. 地域公共交通の支援について

路線バスは、人口減少により利用者が減少し、また運転士不足や赤字路線の拡大による市町村の財政負担も増加するなど、路線の維持・存続が危惧される状況にあります。

特に中山間地域における移動手段は、自家用車に頼らざるを得ない状況であり、免許を返納した高齢者や自家用車を持たない通学者などにとって、通院、買い物、通学などの日常生活で路線バスは必要不可欠であることから、今後も路線を維持・存続させることは非常に重要な問題であると考えます。

については、次の事項について国に要望するなど特段のご配慮をお願いします。

1. 地方バス路線の存続と地域交通ネットワークの確保について、県が主体的な役割を担うとともに、財政措置を拡充すること。
2. コミュニティバス等の運行に係る財政措置を拡充すること。
3. 運転士不足に対する支援策を講じること。

18. 防災対策の推進について

我が国は、地震列島であり、急峻な山地や河川が多く、災害を受けやすい国土であることから、その被害を最小限に止めるため、大震災やその後の台風・豪雨等災害を教訓とした全国的な防災対策の強化が急務であります。

特に本県は、地形的に急峻な山地と広範囲に分布するシラスなどの特殊土壌により、数多くの土砂災害危険箇所があります。

真に豊かな生活を実現するため、治山・治水事業を積極的に推進することが緊急の課題であります。

ついては、次の事項について国に要望するなど特段のご配慮をお願いします。

1. 治山・治水対策について

森林と河川を一体的に捉えた治山・治水対策、土砂災害対策及び防災対策の強化を図るため、予算枠を拡大するなど財政措置の拡充を図ること。

2. 防災・減災対策の強化について

- (1) 防災・減災等に資する社会資本の老朽化対策を総合的に推進するとともに、道路メンテナンス補助事業の財源確保を図ること。
- (2) 命と暮らしを守るインフラの再構築を支援する「防災・安全交付金」については、交付率を引き上げるとともに、必要な予算額を確保すること。
- (3) 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」による「特別強化地域」の避難施設整備等については、必要な予算額を確保すること。
- (4) 国土強靱化基本計画及び計画に位置づけられた「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」については、事業を着実に実施できるよう安定的かつ十分な財源を確保すること。
- (5) 近年、多発する自然災害への対応や公共施設が大量に更新時期を迎える中で、小規模市町村を中心に技術職員の不足が深刻化している。その様な中、都道府県等が技術職員を増員することにより、技術職員不足の市町村支援及び大規模災害時の中長期派遣が可能になったことから、積極的な技術職員の確保を図ること。

19. 町村消防等の充実強化について

近年の災害や事故の大規模化、住民ニーズの多様化等の環境変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守るため、消防防災体制の充実強化を図る必要がありますが、過疎地域や中山間地域では、消防団員の高年齢化や団員数の減少が懸念されますので、消防団員確保対策を拡充・強化するなど特段のご配慮をお願いします。

20. 過疎対策の推進について

過疎町村は、財政基盤が脆弱であることから極めて厳しい財政運営を余儀なくされている。また、基幹産業である農林水産業の担い手不足、耕作放棄地や荒廃森林の増加、医師不足などの地域医療問題、路線バスの廃止による地域公共交通問題、情報通信格差の拡大、維持困難な集落の増加など、今なお多くの課題を抱えている上に、災害に強い安全安心な地域づくり等の新たな課題も顕在化しています。

しかし、こうした厳しい状況に直面している中においても、過疎町村は、文化・伝統の継承はもとより、食料の供給、水源かん養、自然環境の保全、災害の防止、地球温暖化の防止等、国民生活にとって極めて重要な役割を果たし続けています。このような公益的・多面的機能は、過疎地域に人が住み、持続的に維持されることによって発揮されるものであり、未来の世代に確実に引き継いでいく必要があります。

については、次の事項について国に要望するなど特段のご配慮をお願いします。

1. 地域社会の担い手となる人材の育成を図るとともに、都市との交流、移住・定住対策、関係人口の創出、多様な主体の協働等によって地域社会の活性化を図ること。
2. 過疎地域の多様な財政需要に対応するため、過疎対策事業債の必要額を確保し、対象事業を公共施設の除却等へ拡大するとともに、地域の再生・活性化に有効なソフト事業の発行限度額を引き上げること。

また、過疎地域における地域社会や地域住民の生活に必要なサービスを行うための財源及び産業振興や定住施策を推進するための財源を安定的に確保するため、地方交付税措置や地方創生に係る交付金の充実・強化を図ること。